

※調査事項記入（下見印受領等）後の複写使用不可

調 査 報 告 書

第 号

(送信先) 指定確認検査機関 平成 年 月 日

株式会社 総合確認検査機構 様

(送信者) 大阪市計画調整局 建築指導部 建築確認担当課長

■計 画 概 要

調査済印欄 : ㊞

・申請の種類 ☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 計画変更 ☐	
・工事の種別 ☐ 新築・ ☐ 増築・ ☐ 改築・ ☐ 移転・ ☐ 用途変更・ ☐ 大規模の修繕・ ☐ 大規模の模様替	
・建築主氏名 _____	
・ 代 理 者 名	(事務所名) _____
	(氏 名) _____㊞ Tel : _____
・ 建 築 場 所	(地 番) 大阪市 _____ 区 _____
	(住居表示) 大阪市 _____ 区 _____
・敷地面積 () m ² ・建築面積 () m ² ・延べ面積 () m ²	
・階数 (地上 階・地下 階)・建物高さ () m ・塔屋を含む建物高さ () m	
・用途 () ・構造 () ・駐車場面積 () m ²	
・共同住宅の住宅戸数 () 戸 (ワンルーム、35 m ² 以下の事務所： 戸) (ファミリー： 戸)	
・工作物の概要 ()	
・地域、地区	・用途地域 ()・指定建ぺい率 () %・指定容積率 () %
	・防火地域 (☐ 防火地域・ ☐ 準防火地域・ ☐ 法第 22 条地域)
・その他の区域、地域、地区 (☐ 風致地区・ ☐ 臨港地区・ ☐ 地区計画・ ☐ ・ ☐)	

※申請敷地及び敷地周辺の道路状況がわかる縮尺 1/2, 500 程度の A4 サイズの位置図を添付し、綴じ代に割印を

■計画概要に関する調査事項は次のとおりです。 上下 2 箇所押印すること。

1. 道路関係 (計画調整局建築指導部 (宅地))

道 路	
--------	--

2. 地域・地区

☐ 都市計画区域内 (☐ 市街化・ ☐ 市街化調整)	☐ 下水道処理区域 法 31 条 (☐ 内・ ☐ 外 (浄化槽要))
---	---

3. 下見関係先

・許可、認定等	・ ☐ 法 43 条・ ☐ 法 44 条・ ☐ 法 48 条・ ☐ 法 56 条の 2 ・ ☐ 法 59 条の 2 ・ ☐ 法 86 条 ・ ☐ 都計法 53 条・ ☐ その他 ()	
☐ 大規模建築物の事前協議 (計画調整局開発企画部)		☐ 狭あい道路拡幅整備 (都市整備局まちづくり事業部)
☐ 準大規模建築物の届出 (同 上)		☐ 建築物総合環境評価制度 (CASBEE) (同 上)
☐ 開発許可可否判定 (同 上)		☐ 防災計画書の評定 (計画調整局建築指導部(審査))
☐ 緑化指導指針 (同 上)		☐ 構造技術評定 (計画調整局建築指導部(構造強度))
☐ ひとにやさしいまちづくり整備要綱 (同 上)		☐ ごみ収集施設 (環境事業局業務課計画係)
☐ 都心居住促進の住宅附置指導要領 (同 上)		☐ 埋蔵文化財包蔵地内 (教育委員会文化財保護課)
☐ 土地区画整理法 76 条 (同 上)		☐ 地下鉄沿い建築物 (交通局鉄道技術本部)
☐ ワンルーム形式の建築物に関する指導要綱 (計画調整局開発調整部)		☐ 電波法 (近畿総合通信局無線通信部陸上第 1 課)
☐ 附置義務駐車場・駐車場法 (計画調整局都市計画担当)		☐ 高速道路付近地の建築物 (阪神高速道路㈱)
☐ 省エネルギー法 (計画調整局建築指導課(設備))		☐ 高さ 31m を超える建築物 (中央・西・港・大正・北・浪速・阿倍野区) (危機管理室)
☐ 建築美観誘導 (計画調整局都市デザイン課)		
☐ 御堂筋沿道建築物の指導要綱 (同 上)		☐ 建築計画事前公開制度 (建築指導部 (建築相談))
☐ 景観法 (同 上)		☐
☐ 河川法 55 条 (河川保全区域内建築物)		☐

関係機関意見記入欄	☐ 検査済証交付に関する意見書 有
-----------	--

余白が無い場合については裏面への記入をお願いします。

※ 一定規模の建築物及び建築設備は、定期調（検）査報告書の提出が必要となります。